

総量削減義務と排出量取引制度における
中小企業等が二分の一以上所有する
指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン

2024（令和6）年4月

東京都環境局

目 次

1 指定相当地球温暖化対策事業所について.....	1
(1) 中小企業等への対応	1
(2) 指定相当地球温暖化対策事業所の定義	1
(3) 指定相当地球温暖化対策事業所の取り組むべき内容	9
2 具体的な手続	10
(1) 指定地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当する場合	10
(2) 新たに指定相当地球温暖化対策事業所に該当した場合（(1) の場合を除く）	13
(3) 指定相当地球温暖化対策事業所に該当した翌年度以降の確認について	13
(4) 指定相当地球温暖化対策事業所に非該当となる場合	14
(5) 指定相当地球温暖化対策事業所に係る手続のフローと書類一覧	14
第1号様式 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	
第2号様式 指定相当地球温暖化対策事業所該当（非該当）確認等通知書	
第3号様式 指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	
第4号様式 指定相当地球温暖化対策事業所廃止等該当（非該当）確認等通知書	
第5号様式 指定相当地球温暖化対策計画書提出書	
第6号様式 特定テナント等相当事業者地球温暖化対策計画書提出書	
第7号様式 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	
【別添1】 所有等割合計算書	
【別添2】 義務対象外となる中小企業者について	

1 指定相当地球温暖化対策事業所について

(1) 中小企業等への対応

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）では、第2計画期間以降、エネルギー使用量が原油換算で年間合計1,500 kL以上となった事業所のうち、中小企業等が二分の一以上所有する大規模事業所は指定相当地球温暖化対策事業所として、削減義務対象外となる。また、排出量の検証も不要となる。

削減義務の対象外となるのは中小企業等が所有する部分だけではなく、中小企業等が所有する部分の原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合は、その事業所全体が削減義務の対象外となる。逆に中小企業等の割合が二分の一未満である場合は、中小企業等の持分も含めて事業所全体が削減義務の対象となる。

指定相当地球温暖化対策事業所は、本制度の削減義務の対象とはならないが、大規模事業所の所有者として、指定地球温暖化対策事業所に準じた対策を推進するものとし、当該計画期間の削減義務率達成に向けて計画的に取り組むとともに、組織体制の整備、地球温暖化対策計画書の提出・公表等を行うものとする。

(2) 指定相当地球温暖化対策事業所の定義

ア 指定相当地球温暖化対策事業所の定義

指定相当地球温暖化対策事業所とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条ただし書の適用により指定地球温暖化対策事業所の指定が取り消され、又は指定されず、総量削減義務の対象外となる事業所である。

すなわち、既に指定地球温暖化対策事業所に指定されている事業所又は特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第2部に従って事業所の原油換算エネルギー使用量を算定した結果、初めて年間合計1,500 kL以上となった事業所のうち、「中小企業等」が「二分の一以上所有」する事業所である。

中小企業等が所有することが削減義務対象外となる条件であるので、届出により所有者に代わって、又は所有者と共同で他の事業者が義務者になっている場合であっても、本制度の原則の義務者である事業所の所有者が中小企業等であるかどうかによって削減義務の対象外となるかどうか判断される。

イ 中小企業等について

指定相当地球温暖化対策事業所の要件となる中小企業等は、次に掲げる者である。

番号	要件	本ガイドラインにおける分類
一	中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）	中小企業者
二	中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に規定する協業組合、同項第 8 号に規定する商工組合又は同項第 9 号に規定する商工組合連合会	組合等
三	中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合、同条第 1 号の 2 に規定する事業協同小組合、同条第 2 号に規定する信用協同組合、同条第 3 号に規定する協同組合連合会又は同条第 4 号に規定する企業組合	
四	商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会	
五	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合、同法第 52 条の 4 第 1 項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第 53 条第 1 項に規定する生活衛生同業組合連合会	
六	個人	個人

ただし、中小企業者については、大企業等が実質的に経営を支配する場合等は削減義務対象外にならない。中小企業者の条件については後述する。

ウ 中小企業者について

対象となる中小企業者は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で規定される中小企業者に限られるため、法人については会社法（平成17年法律第86号）上の会社に限られ、医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、外国会社など会社法以外の法律によって設立された法人については含まれない。また、国や地方公共団体も中小企業者には含まれない。

中小企業者とは、業種分類ごとに資本金・従業員数の**いずれかが**次表の数値以下である事業を営む会社及び個人である。当該企業が中小企業者であるかどうかについては、算定年度の年度末（3月31日現在）で判断する。

業種分類	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(7) 業種分類について

中小企業基本法上の業種分類は日本標準産業分類に基づき判断する。

日本標準産業分類の詳細については総務省のホームページを参照のこと。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

(イ) 従業員数について

従業員とは労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とする。

このため、パート労働者であっても正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱う。

また、年度末（3月31日）の時点の従業員数を中小企業者に該当するか否かの判断に用いる。

なお、出向者については、当該企業から他企業への出向者は、当該企業に籍が残っている場合は従業員数に含め、他企業から当該企業への出向者は、当該企業との雇用関係がない場合は従業員数には含めない。

(参考) 中小企業基本法所管の中小企業庁による中小企業の解説

(業種分類及び従業員数の考え方については、以下のホームページを参照のこと。)

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

<参考>

～労働基準法～

(解雇の予告)

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においてはこの限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

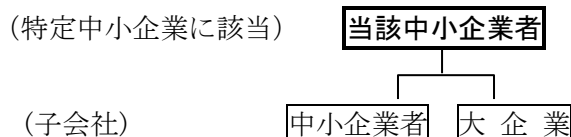
エ 削減義務対象外にならない中小企業者について

ウに規定する中小企業者の要件に該当する場合であっても、大企業等が当該中小企業の経営を実質的に支配する場合等は削減義務の対象外とはならない。具体的には次の(ア)から(ウ)までの条件が該当する。

(ア) 大企業を子会社に持つ場合(特定中小企業)

大企業（中小企業者以外の会社をいう。）を子会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 9 条第 5 項の子会社をいう。）に持つ場合は、本制度の削減義務の対象外となる中小企業者から除く。

【(ア)の例】



(イ) 大企業若しくは特定中小企業又はその役員が経営を実質的に支配している場合

大企業若しくは特定中小企業又はその役員が当該中小企業者の経営を実質的に支配している場合は、本制度の削減義務の対象外となる中小企業者から除く。

経営を実質的に支配している場合として規則で次の 3 つを規定しており、いずれかに該当する場合、当該中小企業者は削減義務対象外とはならない。

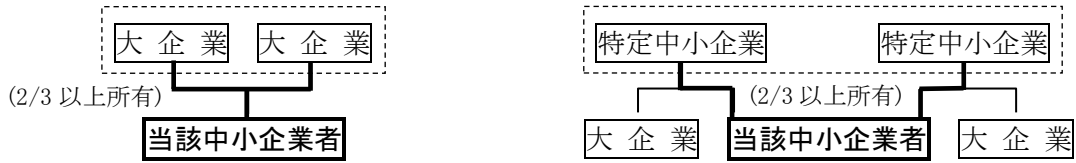
- a. 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合

【a. の例】



- b. 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合

【b. の例】



c. 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合

【c. の例】



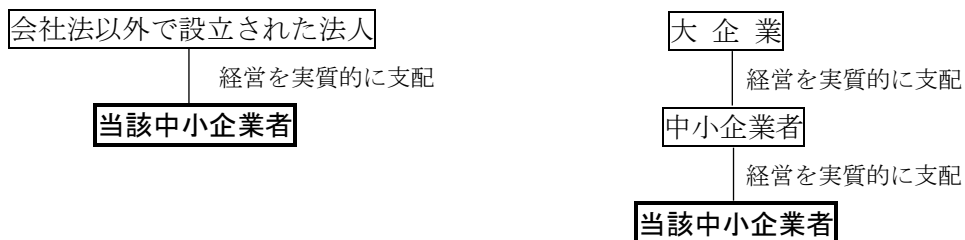
(ウ) その他、削減義務対象外とならない場合

次のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配している場合は、いずれも削減義務対象外とはならない。

- ・ 会社法以外で設立された法人（医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人など）
- ・ 国及び地方公共団体

また、当該中小企業者の経営を実質的に支配している中小企業者の経営を、大企業又はその役員が(イ)のように実質的に支配している場合、削減義務対象外とはならない。

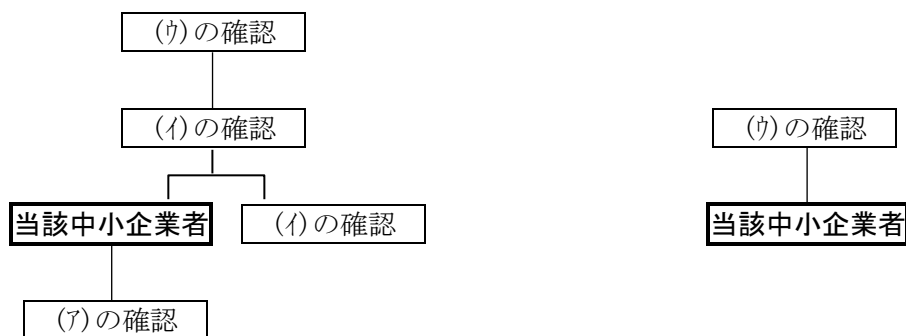
例えば次のような場合、当該中小企業者はいずれも削減義務対象外とはならない。



(ア)から(ウ)までをまとめると、支配関係の確認範囲は次のとおりとなる。

【会社法上の会社との支配関係】

【会社法以外で設立された法人等との支配関係】



オ 二分の一以上所有について

指定相当地球温暖化対策事業所の要件となる中小企業等が二分の一以上所有することは、次のように判断する。

中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が、購買伝票等又は特定計量器等による計測で把握されている場合は、当該部分の当該年度の原油換算エネルギー使用量が事業所全体の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上か否かを判断する。中小企業等所有部分のエネルギー使用量が購買伝票等又は特定計量器等による計測で把握されていない場合は、当該年度の中小企業等の建物等の所有割合で二分の一以上を判断する。

なお、住宅用途の部分へのエネルギー供給分を算定対象に含めている事業所においても、事業所範囲（住宅用途を除いた範囲）における中小企業等の建物等所有割合によって二分の一以上を判断する。

特定計量器等については特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン p. 57、63 を参照のこと。なお、中小企業等の所有割合の判断においては、特定計量器等以外の計量器による計量がされていても、保守的な算定を適用せず、建物等の所有割合を判断に用いる。

(7) 所有者の判断

所有者の判断は原則登記によるが、登記内容が事実と異なる場合は契約書の写しなど真の権利関係を証明できる書類により判断する。

(イ) 二分の一以上所有の判断

二分の一以上所有の判断は、事業所全体として次の a 又は b のいずれかの方法で行う。一部を a により判断し、残りを b の方法で判断するというように両方の判断方法を1つの事業所で用いることはできない。

a 中小企業等の所有する部分のエネルギー使用量が購買伝票等又は特定計量器等（取引又は証明に使用可能な計量器）による実測で把握されている場合

当該企業の専有する区画のエネルギー使用量に、所有割合により案分した共用部分のエネルギー使用量を加えたものを当該企業のエネルギー使用量とする。共用部分のエネルギー使用量を案分する際の所有割合は、専有部分の所有割合を用いる。ただし、管理規約等で共用部分の所有割合が別に定められている場合はそれを用いてもよい。

専有部分のエネルギー使用量 + 共用部分のエネルギー使用量（所有割合に基づき案分）＝所有する部分のエネルギー使用量

これにより算出した各中小企業等のエネルギー使用量の合計が当該事業所全体におけるエネルギー使用量の1/2以上である場合、二分の一以上所有であるとする。

年度途中で所有者の変更があった場合は、原則として変更のあった部分の中小企業等が所有した期間のエネルギー使用量を上記の方法に準じて算定する。変更のない部分のエネルギー使用量との合計が当該事業所全体におけるエネルギー使用量の1/2以上である場合、二分の一以上所有であるとする。

中小企業等のエネルギー使用量の合計が購買伝票等又は特定計量器等による計測で把握されている場合は、各中小企業等のエネルギー使用量の内訳が不明でもその合計量により判断することも可とする。

b aによりエネルギー使用量が把握できない場合

各中小企業等の建物等の所有割合(持分)の合計が二分の一以上であるか否かを確認する。

共用部分の所有割合の考え方は、aと同様である。

年度途中で所有者の変更があった場合は、原則として変更のあった部分の中小企業等が所有した期間に応じて案分（月割計算）して所有割合を求める。例えば、全体の4割（2/5）に相当する区画を3か月（1/4年）間所有して

いたのであれば、年間の所有割合は十分の一（ $2/5 \times 1/4 = 1/10$ ）となる。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(3) 指定相当地球温暖化対策事業所の取り組むべき内容

指定相当地球温暖化対策事業所は、東京都地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化対策に取り組むものとし、指定地球温暖化対策事業所と同様に、毎年度地球温暖化対策計画書を提出し、公表するものとする。ただし、前年度の原油換算エネルギー使用量及び特定温室効果ガス排出量についての検証は不要である。

指定相当地球温暖化対策事業所のテナント等事業者のうち、その規模が指定地球温暖化対策事業所における特定テナント等事業者に該当する者（以下「特定テナント等相当事業者」という。）は特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出するものとする。

東京都は、指定相当地球温暖化対策事業所から地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があった場合には原則としてその内容の公表を行うものとする。

指定相当地球温暖化対策事業所は、大規模事業所の所有者として、指定地球温暖化対策事業所と同等の責務があるため、当該計画期間の削減義務率達成に向けて計画的に地球温暖化の対策に取り組む必要がある。また削減目標の設定、組織体制の整備、総括管理者、技術管理者の選任、テナント事業者との協力推進体制の構築等も必要である。

2 具体的な手続

(1) 指定地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当する場合

既に指定地球温暖化対策事業所に指定されている事業所を中小企業等が二分の一以上所有する場合については、その要件に該当する年度の翌年度9月末までに別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書（以下「廃止等届出書」という。）を提出する。この廃止等届出書において事業者が選択した削減義務期間における義務履行を確認した後に、指定を取り消され、削減義務対象外となる。同時に指定相当地球温暖化対策事業所となる。

廃止等届出書の提出期限は毎年度9月末であり、例えば、2023年度に指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当する場合については、2024年9月末までとする。

廃止等届出書は、次のアからウで説明する中小企業等が二分の一以上所有に該当することを証する書類を添えて提出する（指定相当地球温暖化対策事業所に係る手続のフローと書類一覧は、東京都環境局ホームページ

[\(\[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html#cmsshitei\]\(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html#cmsshitei\)\)](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html#cmsshitei)を参照のこと。)。なお、削減義務期間の終了年度として要件に該当する年度の前年度を選択した事業所の場合は、要件に該当する年度の特定期間温室効果ガス排出量算定報告書の検証は不要である。例えば、2023年度に要件に該当し、削減義務期間の終了年度として2022年度（要件に該当する年度の前年度）を選択した事業所の場合、2023年度（要件に該当する年度）の特定期間温室効果ガス排出量算定報告書の検証は不要となる。

ア 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書

原則として、該当事業所の所有者が、二分の一以上を中小企業等が所有することを記載した「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」により申告を行う。指定相当地球温暖化対策事業所に該当後の翌年度以降は、前年度からの変更点の有無並びに提出年度以降の年度に予定する変更についても当該確認書により申告を行う。

イ 「所有等割合計算書」（別添1）

(7) 「所有等割合計算書」の提出について

中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書の添付書類として「所有等割合計算書」により事業所の所有者のエネルギー使用割合（エネルギー使用量が特定計量器等により計測されていない場合は所有割合）を事業所ごとに申告する。

原則として、年度途中の持分変更も反映して、中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認できる範囲で所有者の所有割合を計算し、記入する必要がある。

(4) 「所有等割合計算書」の根拠書類について

所有等割合計算書に添付する根拠書類は以下のとおりである。建物の登記事項証明書は原則として、中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認できる範囲で必要である。

別添1の根拠書類

所有等割合計算書の添付書類名	確認する事項	対象
建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの）（全部事項証明書）原本	所有者名、所有面積等	全事業所
エネルギー使用量を証する書類	特定計量器等で把握されたエネルギー使用量	エネルギー使用量により二分の一以上を確認する場合

所有者の判断において、契約による所有権移転がまだ登記に反映されていないなどの理由で登記が事実と異なる場合には、契約書の写しなど真の権利関係を証明できる書類を添付する。

ウ 「義務対象外となる中小企業者について」（別添2）

(7) 「義務対象外となる中小企業者について」の提出について

「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」の添付書類として所有等割合計算書に記載した中小企業者について、資本金の額、業種分類、従業員数などの情報及び大企業等が経営を実質的に支配していないことを示す「義務対象外となる中小企業者について」を中小企業者ごとに提出する。

なお、組合等及び個人については提出不要である。

所有者である中小企業等（中小企業者、組合等、個人）が複数いる場合は、所有割合が二分の一以上となるように申告すれば、それを超える中小企業者についての提出は必要ない。

(例)

個人 (30%)	中小企業者 A (15%)	中小企業者 B (15%)	中小企業者 C (30%)	大企業 (10%)
----------	---------------	---------------	---------------	-----------

個人+A+B、個人+Cで50%以上となるので、いずれかを証明できればよ

い。

「義務対象外となる中小企業者について」は、個人は提出不要なので、中小企業者A+B、又は中小企業者Cのいずれかについて提出すればよい。

ただし、エネルギー使用量により二分の一以上所有を判断する場合において、中小企業者が所有する部分のエネルギー使用量の内訳が不明で合計量により判断する場合（A+B+Cで60%使用）は、中小企業者A、B、Cの3者について提出する。

(4)「義務対象外となる中小企業者について」の根拠書類

「義務対象外となる中小企業者について」に添付する根拠書類は次の表のとおりである。他に「確認する事項」を確認できる書類があれば必要に応じて添付する。また、申告事項の確認のために株主名簿、決算報告書、事業報告書、株主総会の資料や議事録等について東京都から提出又は提示を求める場合があるので留意する必要がある。

別添2の根拠書類①(原則として添付するもの)

「義務対象外となる中小企業者について」の根拠書類	確認する事項
登記事項証明書(商業登記簿謄本)(履歴事項全部証明書)	資本金・株主数・発行済株式総数・業種・役員数等
会社概要・パンフレット等(外部に公表・配布等を行っているもの)	業種・従業員数(3月31日現在※)等

※ 従業員数については、各資料によって時点が異なる場合は、3月31日に近い日付のもの

上表に掲げたもの以外では、標準報酬月額算定基礎届総括表附表(雇用に関する調査票)、給与所得の源泉票等の法定調書合計表など従業員数について公的機関に申告した書類が確認書類として考えられる。

ただし、「資本金」又は「従業員」いずれかの要件を満たせば「中小企業者」となるので、商業登記簿謄本などで「資本金」の要件を満たしていることが確認できればこれらの追加書類は不要である。

別添2の根拠書類②(必要に応じて提出又は提示を求めるものの例)

「義務対象外となる中小企業者について」記載事項確認のために東京都が提出を求める可	確認する事項

能性のある書類の例	
株主名簿	株主名及び所有株式数
決算報告書	業種等
事業報告書	株主総数、大株主、従業員数、 子会社の状況 等
株主総会の資料や議事録	代表者や役員の兼務状況等

(2) 新たに指定相当地球温暖化対策事業所に該当した場合（(1)の場合を除く。）

新たに指定地球温暖化対策事業所相当のエネルギー使用量（前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則第4条本文に規定する量）となった事業所については、前年度の所有の状況を確認し、中小企業等が二分の一以上を所有していれば、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第5条の8第2項の規定による指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書の提出は不要（不可）となる。

この場合は、10月末までに、指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書に中小企業等が二分の一以上所有に該当することを証する書類（(1)ア・イ・ウの様式及び根拠資料）を添えて提出し、指定相当地球温暖化対策事業所に該当することの確認を受ける。

該当後は、当該年度の11月末又は指定の日から90日を経過した日のいずれか遅い期日までに地球温暖化対策計画書を提出する。

(3) 指定相当地球温暖化対策事業所に該当した翌年度以降の確認について

ア 毎年度の確認について

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所は、翌年度以降、毎年度11月末までに地球温暖化対策計画書を提出する。また、特定テナント等相当事業者がいる場合には特定テナント等地球温暖化対策計画書を併せて提出する。

該当以降も毎年度、前年度の状況に基づき中小企業等の所有割合の確認が必要となるため、地球温暖化対策計画書には、中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書を毎年度添付する。なお、中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認に事業所の所有割合を選んだ場合は、所有割合に変更がなければ、別添1と別添2の提出は必要ない。中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認にエネルギー使用量を選んだ場合は、毎年、別添1とともに根拠書類を提出する。

イ 中小企業等が二分の一未満になったときの措置について

(7) 中小企業等の所有割合が二分の一未満となった場合

条例第5条の8の規定に基づく指定のための届出など、新たに指定地球温暖化対策事業所に該当する際の手続を行う。

(イ) 中小企業等が二分の一以上所有していることが確認できなかった場合

指定相当地球温暖化対策事業所に該当したものの、翌年度以降の計画書提出の際に中小企業等が二分の一以上所有していることが確認できなかった場合も同様に、条例第5条の8の規定に基づく届出など、新たに指定地球温暖化対策事業所に該当する際の手続が必要となる。

(ア)、(イ)の場合には、改めて指定地球温暖化対策事業所となり、さらに中小企業等が二分の一以上所有という要件に非該当となった年度から起算して3年連続で原油換算エネルギー使用量が1,500kLを超えた場合には特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）となる。例えば、2023年度に中小企業等が二分の一以上所有という要件に非該当となった指定相当温暖化対策事業所で2023年度、2024年度及び2025年度の全ての年度において原油換算エネルギー使用量が1,500kLを超えた場合、当該事業所は2024年度（要件非該当の翌年度）から指定地球温暖化対策事業所となり、2026年度からは特定地球温暖化対策事業所として削減義務の対象となる。

(4) 指定相当地球温暖化対策事業所の廃止等の場合

指定地球温暖化対策事業所と同様に、事業所の廃止若しくはその全部の休止又はエネルギー使用量が前年度原油換算1,000kL未満若しくは3年連続で原油換算1,500kL未満となった場合（規模縮小）には、翌年度から指定相当地球温暖化対策計画書提出の必要はなく、廃止又はその全部の休止の場合は30日以内に、規模縮小の場合は9月末までに指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書を提出すること。

(5) 指定相当地球温暖化対策事業所に係る手続のフローと書類一覧

指定相当地球温暖化対策事業所に係る手続のフロー図と書類一覧については、以下の東京都環境局ホームページを参照のこと。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html#cmsshitei